

単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当 中溝、金崎 電話 222-3952)

件 名	(単価契約) 使用済乾電池等の処理及び処分委託
予 定 数 量	(処理・処分) 185,000kg/年
契 約 期 間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
契 約 条 件	欄外「委託仕様書」のとおり

委 託 仕 様 書

受託者（以下「乙」という。）は、使用済乾電池等（使用済乾電池、ボタン電池、水銀体温計、水銀血圧計など）の処理及び処分（以下「処分等業務」という。）に関する業務の委託に関し、この委託仕様書に定めるところにより、実施しなければならない。

（委託する事項）

第1条 京都市（以下「甲」という。）が一般廃棄物として回収した使用済乾電池等について、それらに含まれる有用な資源の回収及びリサイクルに係る処理業務を委託する。

（法令の遵守）

第2条 乙は、受託業務を遂行するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の関係法令の規定を遵守し、誠実に行うものとする。

（処分等業務）

第3条 乙は、第1条に定める業務を実施するに当たり、次に定めるところにより、誠実に行うものとする。

- (1) 水銀を全て回収できる方式で処分等業務を行い、使用済乾電池等の水銀及び水銀以外の構成成分もリサイクルするものとする。
- (2) 別途契約する搬送業者が施設に搬入した後、処分等業務を行うまでに保管の必要がある場合は、適正に保管すること。
- (3) 搬送業者から受け取った使用済乾電池等については、重量を計量し、記録すること。計量は、10kg以下の単位まで測定できる、計量法に適合する機器により行うこと。
- (4) 搬入された異物についても適正に処理を行うこと。
- (5) 水銀等の使用済乾電池等に含まれる環境汚染物質による周辺の環境汚染の状況について、最初の業務履行前に直近の検査結果を甲に提出すること。
- (6) 乙は必要に応じて臨機の措置を取ること。
 - ア 乙は、業務の遂行上、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を講じなければならない。
 - イ 乙は、臨機の措置を講じるとき、又は講じたときは、速やかに甲に協議し、又は報告しなければならない。

（事故の措置）

第4条 乙は、委託業務遂行中に、重大な事故が発生した時は直ちに応急の措置を取るとともに、速やかに、その状況を甲に報告しなければならない。

（損害の負担）

第5条 乙は、受託業務実施中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、全て乙の責任と負担において処理するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（委託料の支払）

第6条 甲は、乙から処分した使用済乾電池等の重量を明記した委託業務の完了報告を受け、その委託業務の履行を確認した後、乙からの適法な請求書を受理した時は、30日以内に乙に当該請求金額を支払うものとする。

2 委託業務は、一連の処分等業務が履行された時点で1回の履行とする。

(報告等)

第7条 乙は、委託業務完了後、証拠書類及び事業実績報告書を1箇月以内に甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙に対し、この契約による委託業務の遂行に関し、調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、帳簿類その他必要な書類の提出を命じることができる。

(守秘義務)

第8条 乙は、本業務履行に当たり知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、本業務の履行終了後も同様とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、異議の申立て又は補償金等の請求はできないものとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める委託基準に適合しなくなったとき。

(2) 前号のほか、乙がこの契約に違反し、この契約の目的を達することができないと認められたとき。

(その他)

第10条 受託者は、本委託契約書を交わす際、本業務の履行に必要な全ての許可証の写しを契約書に添付すること。

2 予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

3 本業務に関し甲乙間に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則によるほか、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。